

議題2 令和5年度村上市地域公共交通計画の実施状況の検証及び評価(案)

1 計画の達成状況及び評価について

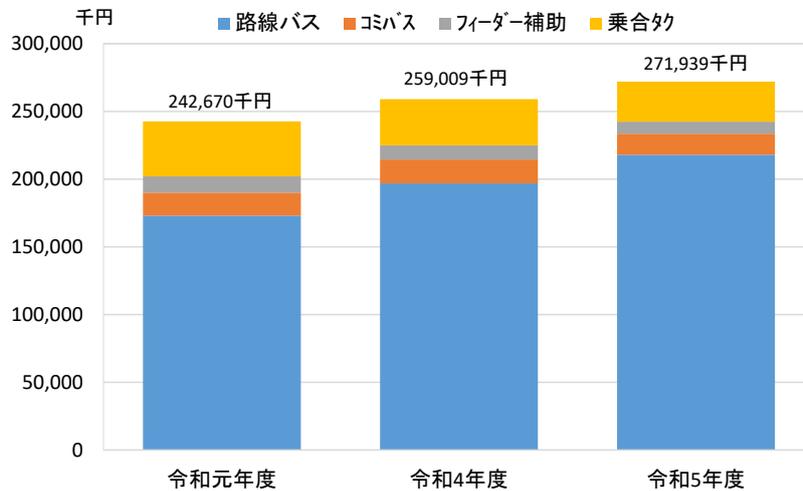
村上市地域公共交通計画では、1年ごとに事業の実施状況や評価指標値を整理し、計画の進捗確認と効果の検証・評価を行うこととしています。

評価指標1 公共交通への補助額

○目標値

計画策定時 ^注 (R元年度)	目標値 (R7年度)	実績 (R5年度)	達成状況
2.4億円	2.4億円以下	2.7億円	増加(未達成) ↑

評価指標1 公共交通への補助額の推移



○指標の算出方法及び算定根拠

- ・市内公共交通への補助額(行政負担額)の合計
- ・路線バス(コミュニティバスを含む)、のりあいタクシーの補助額(地域公共交通確保維持事業等を含めた交通事業者への委託料)の合計

○目標値の考え方

- ・新たな公共交通の運行や、ニーズに応じた運行内容の見直しを実施しても、計画策定時の補助額以下となる運行を目指す

○分析

- ・燃料費をはじめとする物価高騰や運転士の労働環境改善に係る人件費上昇などランニングコストの上昇
- ・のりあいタクシーは、荒川神林地区のりあいタクシー運行業務で、1社での運行となったことが浸透したことにより、配車の効率化が図られた

○今後の取組

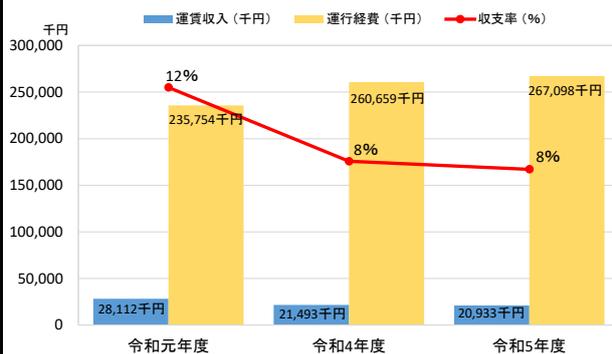
- ・市内公共交通機関の重複箇所においてバス路線の再編による統廃合や、より地域に合った移動手段の検討及びDX化の検討などにより引き続き運行の効率化を進める

評価指標 2 公共交通の収支率

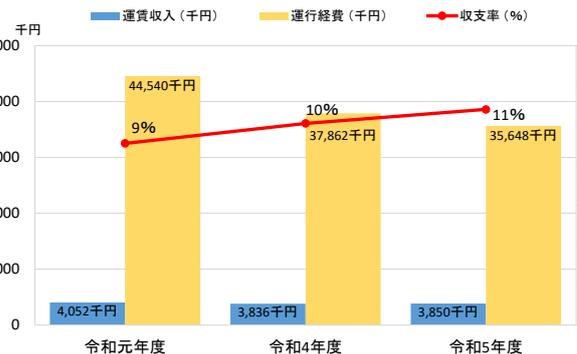
○目標値

	計画策定時 ^注 (R元年度)	目標値 (R7年度)	実績 (R5年度)	達成状況
路線バス等	12%	13%以上	8%	減少 (未達成) ↓
のりあい タクシー	9%	10%以上	11%	増加 (達成) ↑

評価指標2 路線バス等の収支率の推移



評価指標2 のりあいタクシーの収支率の推移



○指標の算出方法及び算定根拠

- ・収支率 $\text{収入額} \div \text{支出額} \times 100$
- ・収入額 路線バス等：実績経常収入、のりあいタクシー：運賃収入
- ・支出額 路線バス等：実績経常費用、のりあいタクシー：運行経費
- ・路線バス等 全系統（まちなか循環バス、せなみ巡回バス含む）の平均収支率
- ・のりあいタクシー 全事業の平均収支率

○目標値の考え方

- ・重複運行の改善等の運行効率化を図りながら、ニーズに合わせた運行内容の見直しによる利便性向上や利用促進に取り組み、利用者数を増加させることで収支率の向上を目指す

○分析

- ・路線バス等は、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことで、通院や買い物などの外出する機会が増え、利用者は増加傾向にあるが、運行コスト増加の影響が大きく目標値を達成することができなかった
- ・のりあいタクシーについても路線バス同様に市民の外出機会が増えたことで、利用者の増加に繋がり目標値を達成した
- ・荒川神林地区のりあいタクシー運行事業は、運行事業者と調整し配車の効率化を図ったことで運行経費の削減に繋がった
- ・路線バスに比べ、のりあいタクシーは運賃が高いことと、かつ、オンデマンド運行による配車で、空車運行を避けることが可能なため、収支率が高い傾向である

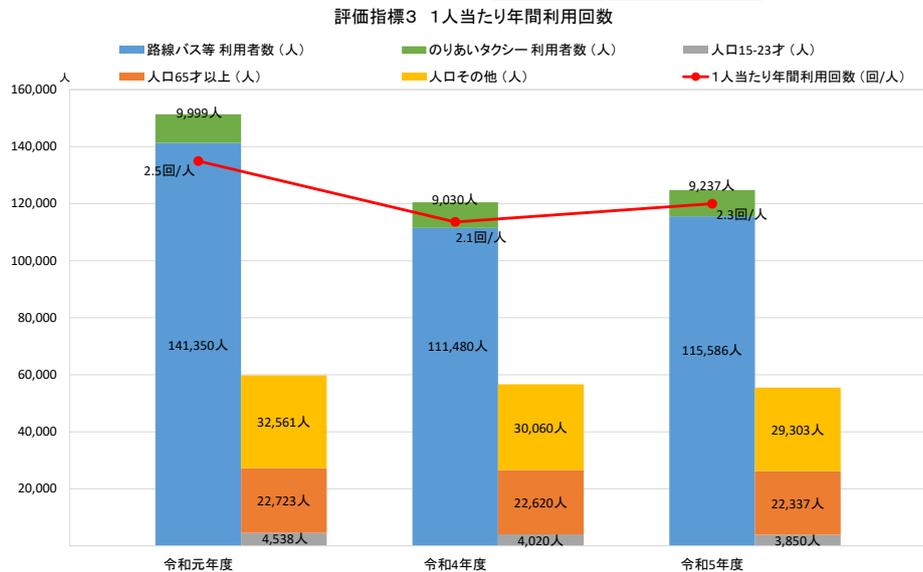
○今後の取組

- ・評価指標1で示した今後の取組に加え、利用ニーズに合った乗降場所の改善などの運行見直しにより収支率の改善を図る取り組みを検討する

評価指標3 1人当たり年間利用回数

○目標値

計画策定時 ^注 (R元年度)	目標値 (R7年度)	実績 (R5年度)	達成状況
2.5回/人	3.0回/人以上	2.3回/人	減少(未達成) ↘



○指標の算出方法及び算定根拠

- ・ 1人当たりの年間利用回数 $\text{公共交通の利用者数} \div \text{人口}$
- ・ 公共交通の利用者数
路線バス、コミュニティバス、各種のりあいタクシー、
自家用有償旅客運送の利用者数
- ・ 人口
住民基本台帳の人口 (4月1日現在)

○目標値の考え方

- ・ 公共交通の利便性向上や利用促進により、市民1人当たりの利用回数の増加を目指す

○分析

- ・ 評価指標2で示したとおり、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことなどで、通院や買い物などの外出する機会が増え、公共交通の利用者は増加した
- ・ 前年度(令和4年度)と比較した指標の伸び率は路線バス+4%、のりあいタクシー+2%となった
- ・ のりあいタクシーは、介添人運賃無料化などの支援策により利用者が増加したものと考えられる

○今後の取組

- ・ 引き続き利用回数の増加につなげるため、少子高齢化・人口減少に伴う社会構造の変化に合わせた移動手段を構築することで、利便性向上を進めていく

注) 計画策定時(令和2年度(令和元年10月~令和2年9月))は、新型コロナウイルス感染症により外出自粛要請等の影響があり、各種公共交通機関の利用が著しく減少したため、基礎数値には令和元年度(平成30年10月~令和元年9月)の数値を採用している。

2 村上市地域公共交通計画評価等の結果報告について

上記の評価結果をもとに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第7条の2の規定による地域公共交通計画の評価等結果を作成し、国土交通大臣に報告します。